

会員一覧(2025年10月17日現在)

合計 203社



事業者会員 85社

【業界団体等】

一般社団法人環境ロボティクス協会 一般社団法人千葉房総技能センター

一般社団法人東京都トラック協会

日個連東京都営業協同組合

公益社団法人佐賀県トラック協会

青果物物流DX推進協議会

一般社団法人フィジカルインターネットセンター

一般社団法人ウラノス・エコシステム推進センター

一般社団法人SCСС・リアルタイム経営推進協議会

一般社団法人サスティナビリティ・DX推進協議会

一般社団法人サステナブルトランジション

一般社団法人災害対策支援者協会

一般社団法人災害対策トレーニングセンター支援会 特定非営利活動法人国際教育eスポーツ連盟ネットワーク日本本部 特定非営利活動法人 日本災害救助活動支援隊

KONAMI eスポーツ学院

至学館大学

国立大学法人筑波大学

サポート会員

東海大学

株式会社SL Creations 110社 SCSK株式会社

株式会社ITワークスジャパン アクティア株式会社 株式会社ACCESS 株式会社アスア アスコネックス株式会社 アセンド株式会社 株式会社アートフレンドAUTO ARAV株式会社 アルファス株式会社

アルプスアルパイン株式会社

株式会社eek

イーサポートリンク株式会社

株式会社イージスワン

いすゞ自動車株式会社 伊藤忠商事株式会社

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

eMotion Fleet株式会社

医療法人社団勝榮会 いりたに内科クリニック

株式会社ヴァル研究所

宇宙サービスイノベーションラボ事業協同組合

X Detect株式会社

【事業者】

旭建設株式会社 株式会社Alpaca.Lab アルピコ交通株式会社 株式会社アルプスウェイ 株式会伊藤運送 茨城乳配株式会社 EP Rental株式会社 植村建設株式会社 梅田運輸倉庫株式会社 株式会社MIコーポレーション 遠州トラック株式会社 大河原運送株式会社 株式会社大林組 押入れ産業株式会社 関東交通株式会社

株式会社クロスコネクト

株式会社合通口ジ

サーラ物流株式会社

三興物流株式会社

NECソリューションイノベータ株式会社

一般財団法人環境優良車普及機構

グローアップ社会保険労務士法人

JFE商事エレクトロニクス株式会社

グローバルナレッジ株式会社

株式会社グローバルワイズ

株式会社ケイティ・ジャパン

光英システム株式会社

株式会社シーズ・ラボ

株式会社GCAP

株式会社ZEAL

クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社

SGシステム株式会社

株式会社NPシステム開発

オーブコムジャパン株式会社

株式会社オプティマインド

オリックス自動車株式会社

株式会社キャブステーション

NSW株式会社

株式会社OTO

京セラ株式会社

株式会社クレオ

サントリーロジスティクス株式会社

株式会社サンライズ物流 株式会社首都圏物流 株式会社新宮運送 株式会社SHINKOロジ 給与株式会社 **給与カーゴネット株式会社** 株式会社西三交通 株式会社セイリョウライン センヨシロジスティクス株式会社 総和運輸株式会社 ダイオーロジスティクス株式会社 谷口運送株式会社 千曲運輸株式会社 中国タクシー株式会社 中日臨海バス株式会社 中部興産株式会社 株式会社つばめ急便 東洋運輸株式会社 富山県トラック株式会社

二二二観光株式会社 日本トラック株式会社 日本ロジテム株式会社 野原グループ株式会社 HAVIサプライチェーン・ソリューションズ・ジャパン合同会社 株式会社ハルテGC 阪神石油運送株式会社 P&J株式会社 菱木運送株式会社 日立建機ロジテック株式会社 株式会社フジタクシーグループ 株式会社フジトランスライナー 富十陸送株式会社 ベイラインエクスプレス株式会社 松浦通運株式会社 丸磯建設株式会社 株式会社丸山運送 丸和運輸株式会社

奈良交通株式会社

株式会社丸和運輸機関 山崎製パン株式会社

両備ホールディングス株式会社両備バスカンパニー ロジスティード株式会社 ロジスティード東日本株式会社 株式会社ワカスギ

パートナーシップ会員 10社

万十鈴株式会社 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 AGC株式会社 サントリーホールディングス株式会社 大王製紙株式会社 株式会社ニップン 株式会社バローホールディングス 本田技研丁業株式会社 株式会計明電舎 ヤンマーロジスティクス株式会社

丸鋭情報诵信株式会社

モバイルクリエイト株式会社

矢崎総業株式会社

株式会社ユーフォリア

株式会社LOKIAR

ユーピーアール株式会社

ユニオンツール株式会社

株式会社ライナロジクス

LocationMind株式会社

ウイングアーク1 s t 株式会社

株式会社ロジクリエイト

株式会社traevo

矢崎エナジーシステム株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

リアライズ・イノベーションズ株式会社

株式会社Logpose Technologies

株式会社システック

株式会社システム計画研究所

株式会社システムズ

トランコム株式会社

長良通運株式会社

株式会社システムライフ

株式会社シマント

ジャパン・トゥエンティワン株式会社 株式会社商工組合中央金庫

株式会社スマートドライブ

株式会社スマートバリュー

センターフィールド株式会社

ソニー株式会社 ソフトバンク株式会社

株式会社タイガー

行政書士事務所TAKO·GIVER

田中電気株式会社 都築電気株式会社

TM特許事務所

株式会社ディ・クリエイト 株式会社データ・テック

株式会社テレコム 株式会社デンソー

株式会社デンソーソリューション 東京海上スマートモビリティ株式会社

株式会社東計雷算

株式会社トランストロン

株式会社ナブアシスト

日本鋭明技術株式会社

日本電気株式会社

日本ミシュランタイヤ株式会社

株式会社ネミエル

パーソナル情報システム株式会社

パイオニア株式会社 ハコベル株式会社

株式会社パスコ

株式会社パトライト

日立建機株式会社

BIPROGY株式会社

フィン・バイ・テック コンサルティング

富士通株式会社

物流企画サポート株式会社

麓技研株式会社

芙蓉総合リース株式会社

株式会社ブリヂストン 古野電気株式会社

株式会社フルバック

株式会社ブロードリーフ

株式会社ベル・インフォ・テック

株式会社マーキュリアインベストメント



テーマ毎のWG活動(2024年度)



WG01「事故撲滅と実現のための管理者、乗務員教育」

https://tdbc.or.jp
/working-group/

WG02「健康経営の推進と健康課題解決」

WG03「ライドシェアなどの新たな取り組みによる公共交通の未来への挑戦」

WG04「人材、働き方改革、

荷主とのパートナーシップによる2024年問題の対応」

WG05「動態管理プラットフォーム(traevo)を活用した 持続可能な物流の実現」

<WG05A> 共同輸送データベース構築とその先のフィジカルインターネットの推進

<WG05B> CO2排出量の精緻化を通じた物流改善とその先にあるカーボンニュートラルの実現

<WG05C> 生鮮物流の課題解決に向けた取り組み

WG06「業界共通プラットフォームへのデータ連携によるその先へ」

WG07「遠隔操作・自動化で実現する安全・安心な作業現場と迅速な災害対応」

WG08「無人AI点呼実現への挑戦」

WG09「SDGsの推進と、カーボンニュートラル・エコドライブの実現」



物流の2024年問題の背景

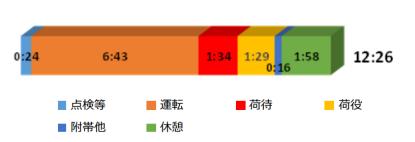


①労働時間

全職業平均より約2割長い。



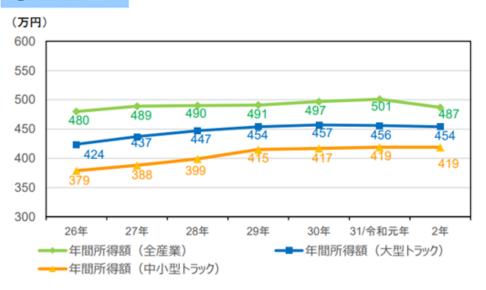
1運行の平均拘束時間とその内訳 (荷待ち時間がある運行)



出典:持続可能な物流の実現に向けた検討会(第10回)資料3

物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者が取り組むべき 尹垻 (桑/ þ.10より

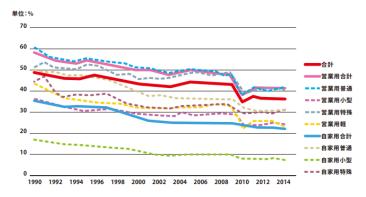
②年間賃金 全産業平均より約1割~2割低い。



出典:第14回トラック 輸送における取引環 境・労働時間改善中央 協議会

「【資料1】国土交通 省提出資料」p.1より https://www.mlit.go.j p/common/00146568 9.pdf

図3 トラック単位の輸送トンキロあたりの積載率の推移



注) 2010年度に調査方法が変更されたため前後でデータの継続性が絶たれている。 出所) 国土交通省「自動車輸送統計調査年報」より作成 出典:国土交通省「トラック運送における生産性向上方策に関する手引き」

https://www.mlit.go.j p/common/00118910 7.pdf



平均 拘束時間

物流の2024年問題の解決に向けた法整備



持続可能な物流の実現 (トラックドライバーの適正な時間と賃金等の実現による労働環境の改善)

CO2排出量 把握と削減 積載効率 把握·向上 (積載率×実車率) 荷待ち時間 把握・短縮 荷役等時間 把握·短縮

運送契約締結と適 正な運賃・料金収受

トラック新法「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律、貨物自動車運送事業の適正化 のための体制の整備等の推進に関する法律」(2025年6月11日公布)

下請法(下請代金支払遅延等防止法)改正~「中小受託取引適正化法」(取適法) (2025年5月23日公布)

新物流2法「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」(2024年5月15日公布)

我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議 物流革新に向けた政策パッケージ(2023年6月2日)/物流革新緊急パッケージ(10月6日)

物流の2024年問題 2014年度には14%、2030年度には34%の輸送力が不足 (働き方改革関連法、改善基準告示)



特定荷主の物流効率化法への対応の手引き



様式第5 (第10条関係) 定期報告書 特定荷主の指定の通知を行った 荷主事業所管大臣(又はその権限 殿 の委任先)全てを宛先とする。 住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名 物資の流通の効率化に関する法律第48条の規定に基づき、次のとおり報告します。 I 特定荷主の名称等 特定荷主番号 事業者の名称 主たる事務所の所在地 主たる事業 主たる事業の細分類番号 □ 特定第一種荷主 □ 特定第二種荷主 役職名 物流統括管理者の 役職名・氏名 氏 名 所在地 〒 作成担当者

電話番号 (備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

メールアドレス

連絡先

- 2 「特定荷主番号」の欄には、荷主事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
- 3 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業に ついて、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 4 「区分」の欄について、該当区分にチェックを入れること。

Ⅱ 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

1	特定第一	便何.	±

対象項目	遵守状況						
連転者一人 当たりの一回の 連逃ごとの 貨物加に関する 措面: 措置	① 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せ、配送の共同化、運送の帰路における事両への貨物の積載その他の措置を講ざるために必要な時間を根操することその他の特置により、当該時間を確保すること。						
		口 大半の発行	D発注で実施している まで実施している まで実施している いない	以下を目安に回答。 (厳密な定量的把握は不要) ほぼ全て: 90%以上 大半:50%以上 90%未満 一部:0%超50%未満			
	実施状況の詳細	具体的な措					
		置の内容		「その他の措置」を実施している場合に記載。 項目に合致する場合は記載は任意。			
		実施してい ない理由 実施していない場 している場合は記		合は、その理由を記載。実施 載不要。			
	② 貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。						
	②-1 貨物の量の平準化を図ること。						
	実施状況の詳細	□ ほぼ全ての発注で実施している □ 大半の発注で実施している □ 一部の発注で実施している □ 実施していない					
	実施状況の詳細	□ ほぼ全ての発注で実施している □ 大半の発注で実施している □ 一部の発注で実施している □ 実施していない					
	②-3 ②-1及び2以外の措置により、貨物の出荷量及び入荷量の適正化を図ること。						
	実施状況の詳細	□ ほぼ全ての発注で実施している □ 大半の発注で実施している □ 一部の発注で実施している □ 実施していない □ 実施していない 具体的な措 積載率が最大限高められるよう巡回配送先の店舗数					
		置の内容 実施してい ない理由	してい ②-1,2,3いずれも実施していない場合に記載。				
	③ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措 置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。						
	実施状況の詳細	□ 大半の発行	の発注で実施している 主で実施している 主で実施している いない	9			
		具体的な措	店舗配送は他な変更がほぼないことから、最適な定型の配率・経路を定めた上で、渋滞状況をみて配送 することとしている。				

32

出典:経済産業省「特定荷 主の物流効率化法への対応 の手引き」

https://www.meti.go.jp/ policy/economy/distribu tion/specifiedsippers ver.1.0.pdf

31

その実践には仕組みが必要







DO 実行







Check 確認分析



TDBC HPと入会のご案内

https://tdbc.or.jp/



MEMBERSHIP APPLICATION FORM

TDBCへの入会のご案内





会員の種別

- 運輸事業者会員 運輸事業者および車両と事業で使用している建設 事業者、運輸部門をもつその他事業者等
- 業界・その他団体 運輸関連業界団体および、その他の団体等
- サポート会員 運輸事業者を支援するソリューション、技術をもった 企業等
- パートナーシップ会員 大手荷主企業、公共交通に担い手である自治体、地 元団体等

入会金は不要です。年会費は、企業規模により異なりま

- 従業員100名未満:5万円/年
- 従業員100名以上:10万円/年

協議会参加ポリシー

運輸業界(建設業界を含む)の課題解決に参加、協力 輸事業者は、自社独自の課題ではなく自社を含む業界 も積極的に協力する。サポート会員は、事業者の課題に 対して積極的に提案し、その課題解決の実現と、「低コス トで良いソリューション=業界共通プラットフォーム」と して業界への展開についても積極的に取り組む。

入会お申し込みフォーム

団会社情報 会社名		
郵便番号(例:1060032)	都道府県を選択	~
市区町村番地(例:港区1-11-11)		
ウェブサイトURL※任意	従業員数※任意	
& ご担当者さま情報		
姓(例:運輸)	名(例:太郎)	

お役職※任意

一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会 (TDBC)

TDBC

TDBCは運輸業界とICTなど多様な業種のサポート企業が連携し、デジタルテクノロジーを利用することで運輸業界を安心・安全・エ コロジーな社会基盤に変革し、業界・社会に貢献するため活動しています。





TDBCについて

TDBCへの入会のご案内

ご所属※任章





新物流2法への対応と新たな

運輸業界の未来に向かって

TDBCから生まれたtraevo 協力運送会社の車両動態まで分 かる物流DXプラットフォーム

一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会

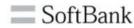
https://tdbc.or.jp/ E-mail unyu.co@wingarc.com TEL 03-5962-7370

協議会スポンサー























1. トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果



【調査概要】

○調査対象:一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者

○調査期間:前回(2020年度)調査:2021年1月下旬から同年3月3日

今回(2024年度)調査: 2024年9月19日から同年11月30日

○調査内容:2024年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査

①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間

○回答状況:前回(2020年度)調査 1,315運行 今回(2024年度)調査 2,544運行

【調査結果概要】

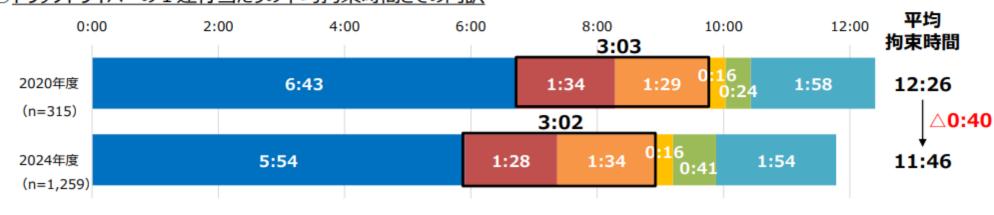
- トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は11時間46分であり、前回調査と比較して約40分減少しており、 その主な要因は運転時間の減少(▲約50分)。
- 荷待ち時間と荷役時間の合計については、前回と今回の調査結果を比較すると、ほぼ横ばいとなっており、「物流革新に向けた政策パッケージ」※で定めた目標値には到達していない。 ※令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定

第17回 トラック 輸送における取 引環境・労働時 間改善中央協議 会(2024年12 月25日)

「国土交通省提 出資料」より抜 粋

https://www.ml it.go.jp/jidosha /content/0018 54525.pdf

○トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



■附帯作業時間

■点検·点呼時間

■休憩時間

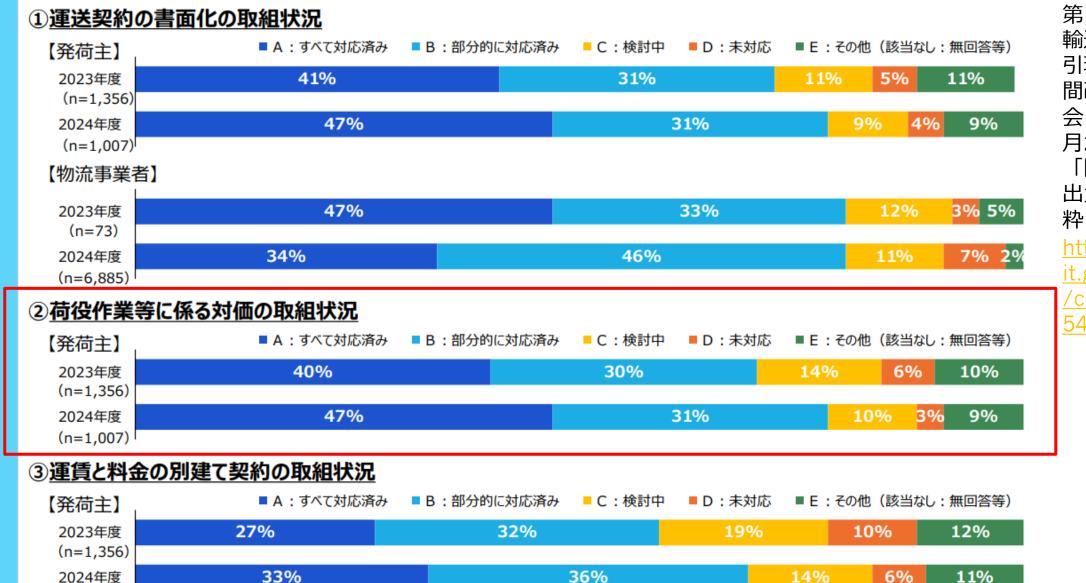
■荷役時間

■荷待ち時間



2-2.「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組 に関するガイドライン」の遵守状況について(概要)





第17回 トラック 輸送における取 引環境・労働時 間改善中央協議 会(2024年12 月25日) 「国土交通省提 出資料」より抜

https://www.ml it.go.jp/jidosha /content/0018 54525.pdf



(n=1,007)

ディスカッションテーマ

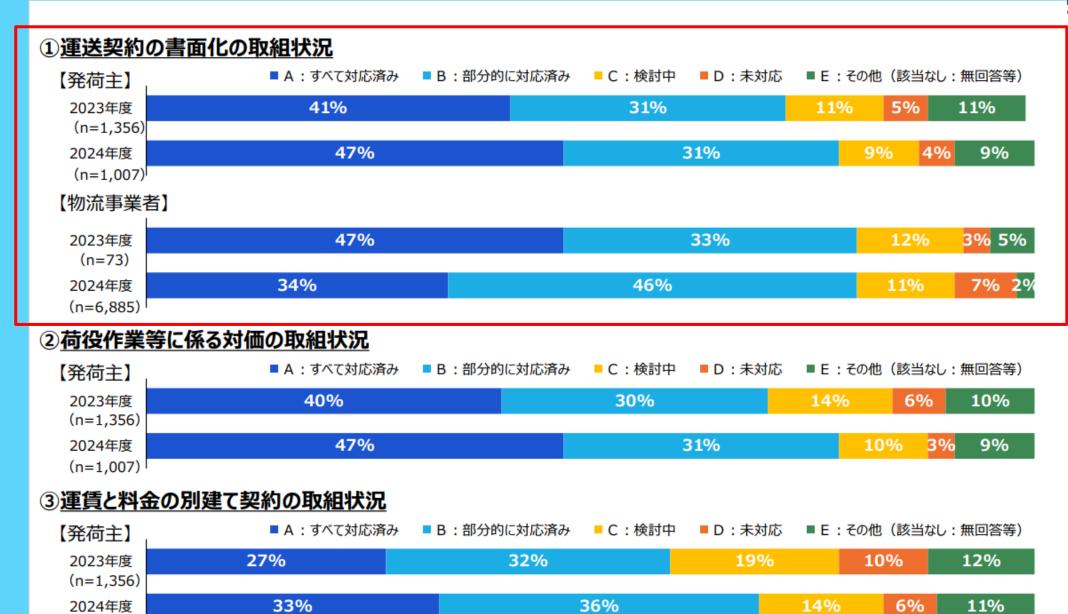


1. 取適法により荷待ち、荷役等の料金の支払いについて強制力がさらに増すと思いますが、認識に間違いはないでしょうか



2-2.「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組 に関するガイドライン」の遵守状況について(概要)





第17回トラック 輸送における取 引環境・労働時 間改善中央協議 会(2024年12 月25日) 「国土交通省提 出資料」より抜 粋 https://www.ml it.go.jp/jidosha /content/0018

54525.pdf



(n=1,007)

14

ディスカッションテーマ



- 1. 取適法により荷待ち、荷役等の料金の支払いについて強制力がさらに増すと思いますが、認識に間違いはないでしょうか
- 2. その前提となる運送契約ですが、運送事業法では未締結に対しての罰則はありませんが、取適法での発注内容の明示義務、罰則も適用されるのでしょうか

デジタコ(デジタル式運行記録計)の活用



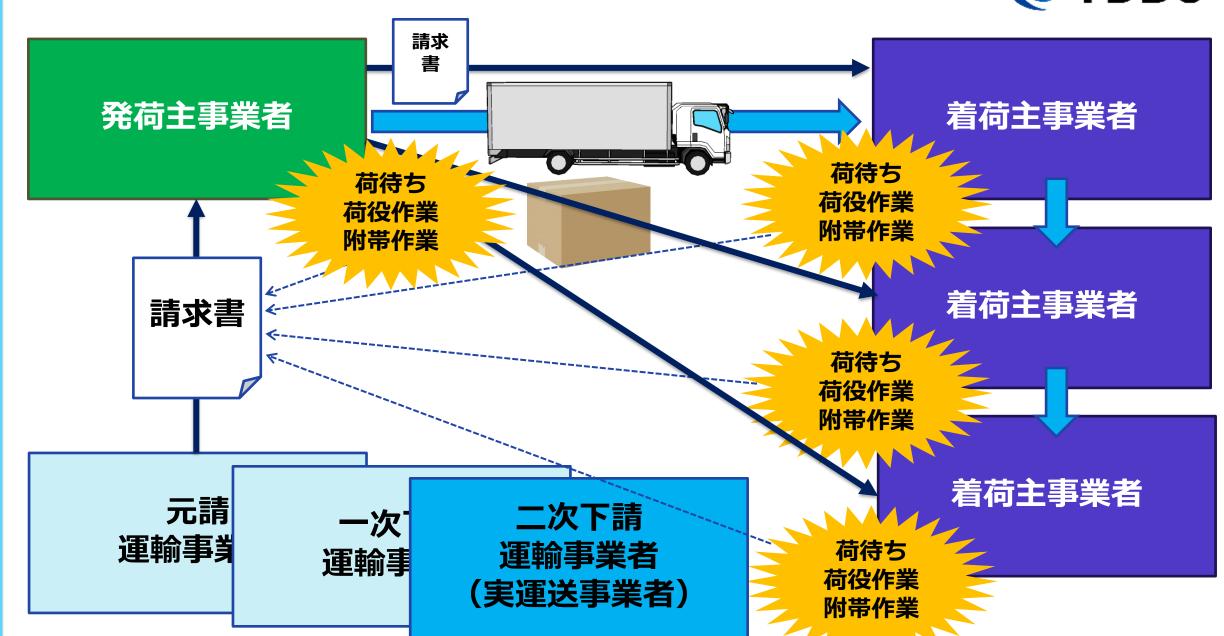


出典:TDBC「荷待ち時間ゼロガイドライン」からの抜粋

https://tdbc.or.jp/pages/zeroguide/

適正な運賃・料金の収受







ディスカッションテーマ



- 1. 取適法により荷待ち、荷役等の料金の支払いについて強制力がさらに増すと思いますが、認識に間違いはないでしょうか
- 2. その前提となる運送契約ですが、運送事業法では未締結に対しての罰則はありませんが、取適法での発注内容の明示義務、罰則も適用されるのでしょうか
- 3. 既に、運送事業者から荷待ち、荷役等の料金について発荷 主に対して、請求が行われるようになり、その時間短縮や 料金の適正な収受が行われるようになってきましたが、一 方で中小発荷主から大手着荷主に対する請求についても取 適法で守られるのでしょうか



一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会

https://tdbc.or.jp/ E-mail unyu.co@wingarc.com TEL 03-5962-7370

協議会スポンサー







